

議案第73号

松阪市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例の一部改正について

松阪市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例（平成25年松阪市条例第2号）の一部を次のように改正する。

平成30年6月19日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例の一部を改正する条例

松阪市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例（平成25年松阪市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「法人格を有する」を削る。

第4条中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。